

災害復旧工事簡素化一覧表

番号	題名	内容	備考
1	工事成績評定の緩和について	当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事は、工事成績評定の対象工事から除外する。	別紙1 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る工事成績評定の対象工事の緩和について 令和6年3月31日で終了します。
2	主要資材一括承認について	東広島市ホームページに掲載された製品を使用する場合は、材料承認時の添付書類の提出を不要とする。	別紙2 主要資材一括承認について
3	環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について	東広島市又は他の工事で実施した壁体重量確認と同一の資材を使用する場合は省略できる。	別紙3 環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について
4	中間検査の緩和について	災害復旧工事は、請負金額に関わらず、中間検査の対象工事から除外する。	別紙4 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る中間検査の緩和について 令和6年3月31日で終了します。
5	施工計画書の簡素化について	当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事は、施工計画書の記載事項を一部省略できる。	別紙5 施工計画書の記載事項の簡素化要領
6	施工計画書の計画工程表について	災害復旧工事における計画工程表は、工種ごとに詳細な工程が分かるものを不要とし、1施工箇所ごとに着手から完成の期間のみが分かる工程表とすることができる。	
7	出来形及び写真の測定基準について	災害箇所が点在する災害復旧工事は、出来形及び写真の測定基準を明確にした一覧表を活用できる。	別紙6 出来形・写真管理標準基準表
8	監督職員の臨場写真について	監督職員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真及び臨場状況写真の撮影を省略できる。	
9	段階確認書、確認・立会依頼書について	添付する資料は、監督職員が確認した実測値を手書きで記入した資料のみで、臨場写真は添付不要とする。	
10	設計図書の照査確認資料について	契約約款第18条に係る照査において、相違がない場合、資料の提出は不要とする。	
11	休日・夜間の作業連絡について	災害復旧工事における休日・夜間の作業連絡は、口頭、ファクシミリ、電子メールのいずれかの手段で事前に行う。(現道上の工事も含む)	

※)災害復旧工事は、平成30年7月豪雨以降に発生した災害も対象とする。

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る 工事成績評定の対象工事の緩和について

1 趣旨

東広島市工事成績評定要領の対象外工事に災害復旧工事を追加し、その取扱いを定める。

2 内容

工事成績評定の対象工事は、請負金額 500 万円を超える請負工事としているが、「災害復旧工事のうち市長が必要ないと認めたもの」として、次の工事を工事成績評定の対象工事から除外する。※これに伴い、評定対象外の災害復旧工事においては、検査依頼時の「施工プロセスのチェックリスト」の提出も不要とする。

- ① 当初請負金額 3500 万円未満の災害復旧工事
- ② 緊急を要する応急工事

3 該当規定

【東広島市工事成績評定要領】

(対象工事)

第2条 成績評定の対象となる工事は、請負金額が 500 万円を超える請負工事とする。ただし、次に掲げる工事のうち市長が必要ないと認めたものは、評定の対象としないことができる。

- (1) 電気、ガス、水道又は電話の引込工事
- (2) 部品交換等の単純工事
- (3) 災害復旧工事

4 適用期間

令和6年3月31日までとする。

ただし、従前の取扱いより、契約済みの工事または公告・指名・見積依頼をした工事については、従前の取扱いによる。

主要資材一括承認について

令和元年 9 月 10 日

東 広 島 市

1 趣旨

設計図書において、監督職員の確認及び承諾を受けて使用することを指定した工事材料について、受注者は、「見本または品質を証明する資料」を監督職員に提出する必要がある。

平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧工事に伴い、今後、一定の建設資材を使用する工事が多く発注され、受発注者間での材料承認事務手続きが増加することが見込まれるため、材料承認に係る書類の簡素化を次のとおり定める。

2 内容

(1) 概要

東広島市ホームページに一括承認資材として掲載された製品を使用する場合は、受注者から監督職員への材料承認時の添付書類（見本または品質を証明する資料）の提出を不要とする。

(2) 対象資材

レディミストコンクリート、アスファルト合材、路盤材、コンクリート 2 次製品のうち、別表1の資材

(3) 一括承認手続きの流れ

- ① 市が製造工場等から材料承認時に必要な書類の申請を受け付け、承認（承諾）する。
- ② 承認後は、審査の結果を提出相手方に通知するとともに、承認番号を付け東広島市ホームページで公表する。
- ③ 受注者は、一括承認されている資材を使用する場合は、資材承認願いの鑑へ「製品名、規格、会社名、承認番号」を記載することで、監督職員への材料承認時の添付書類の提出を不要とする。

(4) その他

土木工事共通仕様書で規定された「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管しなければならない。」について省略するものではない。

3 対象工事

すべての工事

4 適用期間

令和元年 10 月中旬予定（承認結果公表後）から適用（毎年更新）

別表1 主要資材一括承認対象一覧表

●レディミクストコンクリート

NO	設計配合			備考
	呼び方	セメントの種類	指定条件	
1	18-8-40	高炉B	W/C=60%以下	使用区分1号
2	18-8-20	高炉B	W/C=60%以下	
3	24-12-20	高炉B	W/C=55%以下	使用区分2号
4	24-12-20	普通ポルトランド	W/C=55%以下	

※配合は、JIS及びコンクリート標準示方書を満足するものとする

●アスファルト合材

NO	アスファルト合材の種類	品質基準
1	再生密粒度アスコン(20)	広島県土木工事共通仕様書
2	再生密粒度アスコン(13)	
3	再生粗粒度アスコン(20)	
4	再生細粒度アスコン(13)	

●路盤材

NO	路盤材の種類	品質基準
1	再生粒度調整碎石 40mm以下 (RM-40)	広島県土木工事共通仕様書
2	再生粒度調整碎石 30mm以下 (RM-30)	
3	再生粒状碎石 40mm以下 (RC-40)	広島県土木工事共通仕様書
4	再生粒状碎石 30mm以下 (RC-30)	

●コンクリート2次製品

NO	製品の種類		品質基準
1	環境保全型ブロック	控長 500 mm 壁体重量 0.81t/m ² 以上	広島県土木工事共通仕様書
		控長 600 mm 壁体重量 1.05t/m ² 以上	
		控長 650 mm 壁体重量 1.15t/m ² 以上	

2	角フリューム	KF150	広島県土木工事共通仕様書
		KF200	
		KF250	
		KF300	
		KF350	
		KF400	
		KF450	
		KF500	

環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について

令和元年 9 月 10 日

東 広 島 市

1 趣旨

環境保全型ブロックの製品選定においては、設計図書（特記仕様書等）により、当該工事における壁体重量などの条件を指定し、事前に監督職員の承認を得ることとしている。

平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧工事に伴い、環境保全型ブロックを使用する工事が多く発注されることから、従来工事ごとに実施していた壁体重量（使用中詰材を含めた）の確認を、次の方法により省略できるものとする。

2 内容

(1) 壁体重量工場確認による方法：方法1

製造者（メーカー）からの壁体重量確認申請を受け、市が工場にて、ブロック及び各種中詰材を含めた壁体重量確認を実施し、その結果をホームページで公表する。受注者は、使用する資材の組み合わせが市ホームページで公表されているものと同一であれば、現場での壁体重量確認を省略できる。

●製造者の手続き

【通常申請】

- (1) 環境保全型ブロック資材一括承認申請及び壁体重量確認申請
- (2) 壁体重量工場確認：検査課が工場にて各ブロックと各中詰材の壁体重量確認に立会
- (3) 壁体重量確認結果の公表：ブロック製品名・規格＋中詰材製造者・規格

【随時申請】

製造者から新たな中詰材での壁体重量確認（市職員立会必須）を行った結果を市に申請した場合は、結果公表に追加できる。

●受注者の手続き

使用する資材の組み合わせが市ホームページで公表されているものと同一である場合、

- ① 材料承認時の添付書類の提出を不要。
資材承認願いの鏡等へ製品名、規格、会社名、「承認番号」を記載する。
- ② 現地での壁体重量確認を省略する旨を打合せ簿に記載し提出。

(2) 他工事の壁体重量確認結果による方法：方法2

壁体重量を満足していることが他の工事での実績により確認できる場合は立会等を省略することができる。

確認結果の書類提出及び確認方法は、「コンクリートブロック積（空積）擁壁における壁体重量検査の簡素化について（参考送付）県技術企画課（令和元年 7 月 31 日）」によるものとする。ただし、「広島県土木建築局発注工事であること」とあるのは、「東広島市発注工事」と読み替える。

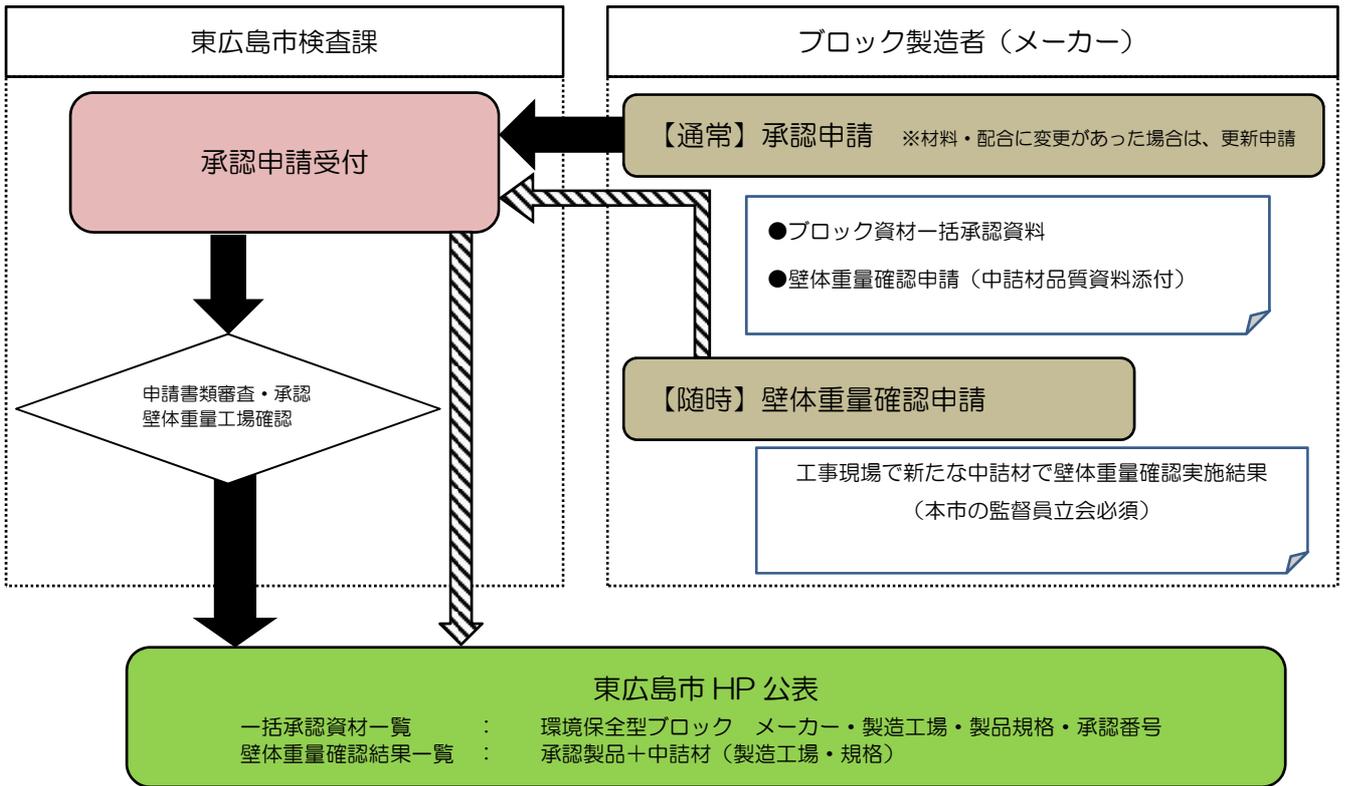
3 対象工事

すべての土木工事

4 適用期間

令和元年 10 月予定（承認後）から適用（毎年更新）

方法1【 壁体重量確認のフロー】



平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る 中間検査の緩和について

1 内容

平成30年7月豪雨以降に発生した災害に伴う災害復旧工事は、単純工事の取扱いとし、中間検査の対象工事から除外する。

2 適用期間

令和6年3月31日までとする。

ただし、従前の取扱いより、契約済みの工事または公告・指名・見積依頼をした工事については、従前の取扱いによる。

施工計画書の記載事項の簡素化要領

平成30年12月1日制定

令和4年4月1日改正

土木工事において次のとおり施工計画書の記載内容の一部省略を可能とし、記載を省略した事項の適正な施工について確認方法を取り決める。

1 施工計画書の記載事項一部省略について

本市が発注する土木工事において、広島版土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第1-1-1-4条 施工計画書のただし書「維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」については、次のとおりとする。

(1) 対象

次のいずれかに該当する工事は、本要領の対象とする。

- ①当初請負金額500万円未満の工事
- ②当初請負金額3500万円未満の災害復旧工事
- ③当初工期が90日未満の工事

ただし、施工途中において対象を外れることが予想される場合は、監督職員の指示によるものとする。
なお、②は、平成30年7月豪雨に伴う緩和措置であるが、以降に発生した災害も対象とし、適用期間は当分の間とする。

(2) 記載内容の一部を省略することができるもの

省略することができる事項 ※1	記載が必要な事項
(1) 工事概要	(2) 計画工程表 ※2 (履行報告は省略可)
(3) 現場組織表	(6) 主要資材 ※3
(4) 指定機械	(7) 施工方法 ※4
(5) 主要船舶・機械	(8) 施工管理計画
(13) 現場作業環境の整備	(9) 安全管理
(15) その他	(10) 緊急時の体制及び対応
(17) 現場環境改善等の実施内容	(11) 交通管理
(18) 安全・訓練の活動計画	(12) 環境対策
	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
	(16) 段階確認に関する事項

※1 監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載するものとする。

※2 作業進捗(順序予定)が確認できる内容とし、出来高率の記載は省略できるものとする。

※3 主要資材の購入先名称・所在地は必ず記載するものとし、市外業者から購入する場合は、理由を記すものとする。

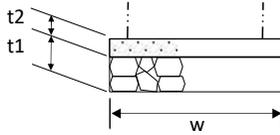
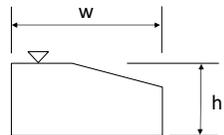
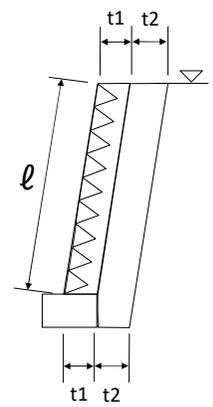
※4 施工方法については、共通仕様書に基づくものであれば省略できる。ただし、特殊なもの(共通仕様書に施工方法の記載がないもの)は省略できない。なお、共通仕様書において施工計画書に記載することとなっている事項については、監督職員の指示によるものとする。

2 適切な施工の確認について

1で定めた「省略することができる事項」はあくまでも施工計画書における記載を省略したものであり、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。(指定機械の使用、適切な施工方法に基づく施工、その他すべて)

受注者は、これらの実施状況を適宜整理し、発注者から確認を求められた際には速やかに提出・提示しなければならない(検査時を含む)。

出来形・写真管理標準基準表

工種	測定項目		規格値	出来形測定基準	写真測定基準	測定箇所
一般事項 (砕石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w		設計値以上	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	40m又は1施工箇所に1回 [施工後]	
	厚さ t1,t2		-30			
	延長 L		各構造物の規格値による	1施工箇所毎	なし	
基礎工 (現場打)	基準高 ∇		±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	なし	
	幅 w		-30			
	高さ h		-30	1施工箇所毎	なし (ただし、段階確認事項である。)	
	延長 L		-200			
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	基準高 ∇		±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。	なし	
	法長 l	l<3m	-50			
		l≥3m	-100			
	厚さ(ブロック積) t1		-50	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]		
	厚さ(裏込) t2		-50			
	延長 L		-200	1施工箇所毎	なし	

※一つの災害箇所を1施工箇所とする。(別図参照)
 ※この表は必須ではなく、現場にあった管理を行うこと。

出来形・写真管理標準基準表

工種	測定項目		規格値	出来形測定基準	写真測定基準	測定箇所
場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40mにつき1ヶ所, 延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所	なし 200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
	幅 W1,W2		-30			
	高さh	h<3m	-50			
		h≥3m	-100			
	延長 L		-200	1施工箇所毎	なし	
植生工 (張芝工) (植生シート工) (植生マット工) (人工張芝工)	切土法長l	l<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所, 延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		l≥5m	法長の-4%			
	盛土法長l	l<5m	-100			
		l≥5m	法長の-2%			
	延長 L		-200	1施工箇所毎	なし	
側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽		±30	施工延長40mにつき1ヶ所, 施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	なし	
	延長 L		-200			

※一つの災害箇所を1施工箇所とする。(別図参照)
 ※この表は必須ではなく、現場にあった管理を行うこと。

出来形・写真管理標準基準表

工種	測定項目	規格値	出来形測定基準	写真測定基準	測定箇所
		個々の測定値(x)			
		小規模以下			
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線施工延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は施工延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	なし	当該工事の基準は、小規模工事以下とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
	厚さ	-45		各層毎200mに1回 〔修正後〕	
	幅	-50		各層毎80mに1回 〔修正後〕	
アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-30	幅は、施工延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線施工延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず施工延長80m以下の間隔で幅測定することができる。	各層毎200mに1回 〔修正後〕	当該工事の基準は、小規模工事以下とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
	幅	-50		各層毎80mに1回 〔修正後〕	

※一つの災害箇所を1施工箇所とする。(別図参照)
※この表は必須ではなく、現場にあった管理を行うこと。

出来形・写真管理標準基準表

工種	測定項目	規格値	出来形測定基準	写真測定基準	測定箇所
		個々の測定値(x)			
		小規模以下			
アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-9	幅は、施工延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、施工箇所1,000m ² に1個の割でコアを採取又は施工延長200m毎に1ヶ所を丁張による下がり管理で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	なし。ただし、丁張による下がり管理を行った場合は施工延長200m毎に1回 〔施工前〕	当該工事の基準は、小規模工事以下とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
	幅	-25			

※一つの災害箇所を1施工箇所とする。(別図参照)
※この表は必須ではなく、現場にあった管理を行うこと。

(例) コンクリートブロック積の法長管理をする場合

災害箇所①・②・③・④=4施工箇所

出来形管理：8ヶ所

写真管理：4回

